

別紙 19 占用許可及び設置管理許可の使用料の考え方

1. 設置管理許可に関する使用料

設置管理許可等の使用料については以下の考え方に基づくものとするを想定しており、条例改正を踏まえて決定する予定である。

表 設置管理許可に関する使用料

区分	単位	期間	使用料	
公園施設を設置する場合	屋外に公園施設を設置する場合	1 平方メートル	1 年	市長が別に定める当該土地の評価額を、当該土地の全面積で除して得た額に使用を許可しようとする面積を乗じて得た額を基礎額とし、その額に 100 分の 6 を乗じて算定した額を年額とする。※ 1
	建物内部に公園施設を設置する場合	1 平方メートル	1 年	市長が別に定める当該建物の評価額を、当該建物の全面積で除して得た額に使用を許可しようとする面積を乗じて得た額を基礎額とし、その額に 100 分の 7 を乗じて得た額に 100 分の 108 を乗じて得た額及び当該建物の敷地に係る土地の評価額を、当該建物の全面積で除した額に使用を許可しようとする面積を乗じて得た額を基礎額とし、その額に 100 分の 6 を乗じて得た額の合計額を年額とする。※ 2
公園施設を管理する場合	建物以外の公園施設を管理する場合	1 平方メートル	1 年	上記※ 1 と同様
	建物の公園施設を管理する場合	1 平方メートル	1 年	上記※ 2 と同様

2. 占用料及び行為の許可に伴う使用料

占用料及び行為の許可に伴う使用料については、次ページの表の通り想定している。なお、糸島市都市公園条例の改定を予定しており、改定の内容により変更となる場合がある。

表 占用料

占有物件等		単位	期間	占用料	摘要
電柱、電話柱、支柱、支線		1本	1年	1,500円	
その他の電気、電話設備		1個又は占有面積1.7平方メートルまでごとに	1年	1,500円	
天体、気象又は土地観測施設		1平方メートル	1年	100円	
競技会、集会展示会 その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	看板、幕その他これらに類するもの	表示面積1平方メートル	1日	50円	
	その他のもの	1平方メートル	1日	50円	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個	1年	1,400円	
郵便差出箱及び信書便差出箱				600円	
管類	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートル	1年	48円	1 ガス事業者に係る物件については占用料の70パーセントを徴収する。 2 民営の水道事業(専用水道事業を除く。)に係る物件については占用料の50パーセントを徴収する 3 ガス、電気、水道及び下水道の各戸引込み、地下埋設管については徴収しない。
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			72円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			95円	
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			190円	
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			480円	
	外径が1メートル以上のもの			950円	
標識		1本	1年	1,100円	
工事用板囲、足場、詰所その他工事用施設		1平方メートル	1月	440円	
土石、竹木、瓦その他工事用材料置場					
その他の占有物件		1平方メートル	1年	1,400円	

表 行為の許可に関する使用料

区分	単位	期間	使用料
行商、募金これらに類するもの	1件	1日	480円
業として写真を撮影するもの	写真機1台	1日	1,180円
業として映画を撮影するもの	撮影機1台	1日	1,180円
興業、競技会、展示会、博覧会、集会 その他これらに類するもの	1件	1日	2,370円
その他のもの	1件	1日	480円